

4 犬監第 26 号
令和4年8月12日

犬山市長 山田 拓郎 様

犬山市監査委員 高木 正章

犬山市監査委員 水野 正光

令和3年度決算における健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和3年度決算における健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和3年度

犬山市財政健全化審査及び公営
企業会計経営健全化審査意見書

犬山市監査委員

令和3年度犬山市財政健全化審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の期間

令和4年7月19日から令和4年7月26日まで

(2) 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

区 分	健全化判断比率		早期健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
①実質赤字比率	—	—	12.71
②連結実質赤字比率	—	—	17.71
③実質公債費比率	4.4	4.9	25.0
④将来負担比率	—	12.0	350.0

注. ①②④欄の「—」記載は比率が算定されないため。

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和3年度の実質赤字比率は生じていないので、特に問題はないと認められた。

② 連結実質赤字比率について

令和3年度の連結実質赤字比率は生じていないので、特に問題はないと認められた。

③ 実質公債費比率について

令和3年度の実質公債費比率は4.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、特に問題はないと認められた。

④ 将来負担比率について

令和3年度の将来負担比率は生じていないので、特に問題はないと認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

令和3年度犬山市公営企業会計経営健全化審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の期間

令和4年7月19日から令和4年7月26日まで

(2) 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

(単位:%)

公営企業会計の名称	資金不足比率		経営健全化基準
	令和3年度	令和2年度	
水道事業会計	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	20.0
犬山城費特別会計	—	—	20.0
木曾川うかい事業費特別会計	—	—	20.0

注. 「—」記載は資金不足比率が算定されない(資金不足額がない)ため。

(2) 個別意見

- ① 水道事業会計
- ② 下水道事業会計
- ③ 犬山城費特別会計
- ④ 木曾川うかい事業費特別会計

上記①から④の各会計における資金不足比率について

令和3年度の資金不足比率は、資金不足額が生じていないので、特に問題はないと認められた。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。